



# 鳥取県公報

平成14年 5月31日(金)  
第 7 3 8 7 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

告 示	特定計量器の定期検査の実施 (318) (経済交流課) .....	1
	国土調査の指定 (319) (耕地課) .....	1
正 誤	平成14年 3月29日付鳥取県規則第16号中訂正 (空港港湾課) .....	2

## 告 示

### 鳥取県告示第318号

計量法 (平成 4 年法律第51号) 第19条第 1 項の規定に基づき、特定計量器の定期検査を実施するので、同法第 21条第 2 項の規定により、次のとおり告示する。

平成14年 5月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

#### 1 特定計量器検定検査規則 (平成 5 年通商産業省令第70号) 第39条第 1 項各号に掲げる特定計量器

実施区域	実 施 期 間	実 施 場 所
倉吉市	平成14年 7月 2 日(火)から平成15年 3月31日(月)まで	当該特定計量器の所在の場所

#### 2 1 の特定計量器以外の特定計量器

実施区域	実 施 期 日	実 施 時 間	実 施 場 所
倉吉市	平成14年 7月 2 日(火)	午前10時から午後 3 時まで	倉吉市住吉町77 - 1 倉吉市勤労青少年ホーム
〃	平成14年 7月 3 日(水)	〃	〃
〃	平成14年 7月 4 日(木)	〃	〃
〃	平成14年 7月 5 日(金)	〃	〃
〃	平成14年 7月16日(火)	午後 1 時から午後 3 時まで	〃
〃	平成14年 8月 1 日(木) から同月30日(金)まで	午前 9 時から午後 4 時まで	鳥取市東町一丁目220 鳥取県商工労働部経済交流課計量係

### 鳥取県告示第319号

国土調査法 (昭和26年法律第180号) 第 6 条第 3 項の規定に基づき、次の調査を平成14年 5月31日に国土調査として指定したので、同条第 5 項の規定により告示する。

平成14年5月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

調査を行う者の名称	調査地域	調査期間	調査面積 (平方キロメートル)
米子市	米子市富益町の一部	平成14年9月2日から 平成15年3月31日まで	0.11

---

正 誤

---

平成14年3月29日公布の鳥取県規則第16号（漁港法の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則）中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁 行 誤 正  
30 24及び25 鳥取県自然環境保全条例施行細則 鳥取県自然環境保全条例施行規則